マカオ向けの食品の輸入規制措置の改訂について

平成 24 年 9 月 27 日 農林水産省食料産業局

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、マカオでは日本から輸出される一部の地域・品目について輸入一時停止や放射性物質検査証明等を求める措置を講じていました。

今般、下記の通り、政府機関等による証明ではなく、マカオ側に登録した検査機関による放射性物質検査結果報告書(英文)において、①産地及び②マカオの放射性物質基準に適合することが確認できれば輸入が認められることとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 輸入規制措置の内容

	対象	品目	規制内容
1	福島	すべての食品	輸入停止
2	宮城、栃木、茨城、群	野菜、果物、乳製品	
	馬、埼玉、東京、千葉、	食肉、水産物・水産加	マカオの放射性物質基
	長野、新潟(9都県)	工品、食肉加工品、卵	準に適合すること(※)
3	山形、山梨(2県)	野菜・果物、乳製品、	
		食肉、水産物・水産加	
		工品、食肉加工品、卵	

※ マカオの放射性物質基準^(注1)に適合することにつき、マカオ側に登録した検査機関 ^(注2)による放射性物質検査結果報告書(英文)^(注3)の提出を要求。

(注1) マカオの放射性物質基準

放射性物質核種	基準(Bq/kg)
ョウ素(¹³¹ I)	100
セシウム(¹³⁴ Cs+ ¹³⁷ Cs)	1,000

(注2) マカオ側に登録した検査機関

「マカオ向けに輸出される食品に係る放射性物質検査機関一覧」(別添)

- (注3) 放射性物質検査結果報告書(英文)への記載事項
 - ① 放射性物質の測定数値(マカオの放射性物質基準に適合することを明示)
 - ② 産地の都県名